無線局変更等申請書・届出書

免許状訂正申請書

無線局免許承継届出書

無線局記載事項等変更届出書

令和　　年　　月　　日

　北海道総合通信局長　殿

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第９条第２項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積もりに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積もりに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第21条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

１　申請（届出）者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 都道府県－市町村コード［　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ |
| 〒（ － ） |
| 氏名又名称及び代表者氏名 | フリガナ |
|  |
| 法人番号 |  |

２　対象となる無線局に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 無線局の種別及び局数
 |  |
| 1. 識別信号
 |  |
| 1. 免許の番号
 |  |
| 1. 備考
 |  |

３　無線局免許承継に関する事項

① 承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称

② 電波法第５条に規定する欠格事由

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開設しようとする無線局 | 無線局の種類（法第5条第2項各号） | □　該当□　該当しない |
| 外国性の有無 | 国籍等（同条第1項第1号から第3号まで） | □　有　　□　無 |
| 代表者及び役員の割合（同項第4号） | □　有　　□　無 |
| 議決権の割合（同号） | □　有　　□　無 |
| 相対的欠格事由  | 処分歴等（同条第3項） | □　有　　□　無 |

③ 添付書類

□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が２人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

４　申請の内容に関する連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 所属、氏名 | フリガナ |
|  |
| 電話番号 |  |
| 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |